

スプリンクラー設備の設置等に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、スプリンクラー設備の設置及び維持に関し、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）及び豊田市火災予防条例（昭和48年条例第51号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(水源)

第2 スプリンクラー設備の水源は、屋内消火栓設備の設置等に関する指導規準（以下「屋内消火栓」という。）第2-1（（4）を除く。）に準ずるものとする。

(加圧送水装置等)

第3 スプリンクラー設備のポンプ、電動機、制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃し装置、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置、フート弁その他必要な機器（以下「加圧送水装置等」という。）は、屋内消火栓第3（2、4を除く。）に準ずるほか、次によるものとする。

(1) 加圧送水装置等はスプリンクラー設備専用とする。

(2) ポンプの定格吐出量は、次によるものとする。

ア 標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。以下同じ。）側壁型ヘッド、小区画型ヘッド及び開放型スプリンクラーヘッドを設けるものは、次表による。

ヘッド種別	防火対象物の区分		定格吐出量 (L/min 以上)	
標準型 ヘッド	令第12条第1項第1号から第4号まで、第10号から第12号までに掲げるもの	百貨店及び延べ面積が1,000㎡以上の小売店舗	高感度 12個×90=1,080 高感度以外 15個×90=1,350	
		その他のもの	地階を除く階数が10以下のもの	高感度 8個×90= 720 高感度以外 10個×90= 900
			地階を除く階数が11以上のもの	高感度 12個×90=1,080 高感度以外 15個×90=1,350
	令第12条第1項第6号及び第7号に掲げるもの		高感度 12個×90=1,080 高感度以外 15個×90=1,350	
令第12条第1項第8号に掲げるもの		高感度以外 20個×90=1,800		
側壁型 ヘッド	地階を除く階数が10以下のもの		8個×90= 720	
	地階を除く階数が11以上のもの		12個×90=1,080	
小区画型 ヘッド	共同住宅用スプリンクラー設備を設けるもの		4個×60= 240	
	地階を除く階数が10以下のもの		8個×60= 480	
	地階を除く階数が11以上のもの		12個×60= 720	

開放型 スプリンク ラーヘッド	舞台部が10階以下にあるもの	最大放水区域に設置される個 数×90
	舞台部が11階以上にあるもの	ヘッドの設置個数が最大の階 の個数×90

備考1：ヘッドの設置個数が、表中の個数に満たない場合は当該設置個数とする。

2：乾式・予作動式の流水検知装置が設けられているもの（小区画型ヘッドを除く。）にあつては、ヘッドの個数に1.5倍を乗じて得た個数とし、小数点以下の数値を含むものにあつては、小数点以下を切り上げ整数とする

イ 放水型ヘッド等を設けるものは、ヘッドの性能に応じ、放水区域に有効に放水できる量とする。

また、一のスプリンクラー設備に放水型ヘッド等と放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドが設けられ、同時に放水する可能性がある場合にあつては、それぞれのスプリンクラーヘッドについて規定される量を合算した量以上の量とする。

ただし、同一区画内に放水型ヘッド等と放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドが設置される場合で、区画内に設置した放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドの設置個数が規則第13条の6第1項第1号から第4号までに規定する個数に満たない場合は、当該区画内に設置した放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドの設置個数に90L/minを乗じて得た量を合算した量以上の量とすることができるものとする。

(3) 一のスプリンクラー設備に異なる種別のスプリンクラーヘッドが使用される場合のポンプの定格吐出量は、定格吐出量が最大となるスプリンクラーヘッドの規定により算出した量以上の量とする。

(呼水装置)

第4 呼水装置は屋内消火栓第3-5に準ずるものとする。

(配管)

第5 スプリンクラー設備の配管は、屋内消火栓第4(15を除く。)に準ずるほか、次によるものとする。

(1) 配管の口径は、当該配管に設置するスプリンクラーヘッドの合計数に応じ、次の表に定める口径以上とする。ただし、配管口径が立上り配管口径を超える部分にあつては、当該部分の配管口径を立上り配管口径以下とすることができる。

ア 標準型ヘッド、開放型スプリンクラーヘッド及び側壁型ヘッド

ヘッド数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下	30個以下	100個以下	100個を超える
配管口径	25A	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A

イ 小区画型ヘッド

ヘッド数	1 個	3 個以下	5 個以下	8 個以下	9 個以上
配管口径	20 A	25 A	32 A	40 A	50 A

(2) 立上り配管口径は、次表に定める口径以上とする。

ア 標準型ヘッド、開放型スプリンクラーヘッド及び側壁型ヘッド

同時開放個数	8 個以下	15 個以下	29 個以下	30 個以上	高層建築物
立上り配管口径	65 A	100 A	125 A	150 A	150 A

「高層建築物」とは、地階を除く階数が 11 階以上又は軒高 31m を超える防火対象物を示す。

イ 小区画型ヘッド

同時開放個数	4 個	8 個以上
立上り配管口径	50 A	65 A

- (3) 送水口のホース接続口の結合金具は、双口形で呼称 65 の差込式の受け口とする。
- (4) 送水口の受け口には、容易に破壊できる保護版又は呼称 65 の差込式の指し口蓋（覆冠）等を設ける。
- (5) 送水口の設置場所は、防火対象物の主たる出入り口付近で、道路から容易に識別することができ、消防ポンプ自動車から有効に送水できる場所とする。
- (6) 送水口の直近の配管には、逆止弁及び仕切弁を容易に操作できる場所に設置する。
- (7) 送水口は、必要とされる加圧送水装置の定格吐出量。
- (8) 立上り管が 2 系統以上となる場合は、2 以上の送水口を相離れた場所に設け、それぞれの立上り管の低層部で立上り管の配管口径と同等以上の横引き管で接続するものとする。
- (9) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所にスプリンクラー設備用である旨を表示する。

(閉鎖型スプリンクラーヘッド)

第 6 閉鎖型スプリンクラーヘッドの設置等については、次によるものとする。

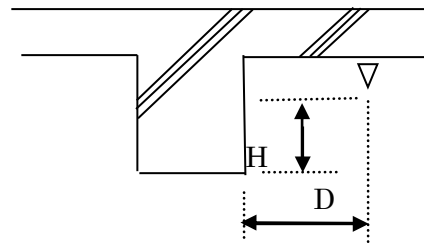
(1) 標準型ヘッドは、次によるものとする。

ア 標準型ヘッドを天井から 30 センチメートル離して設けなければならない場合は、火災の際速やかに当該ヘッドを作動させることができる集熱版（材質は金属製とし、1200 平方センチメートル（角型のものにあつては、短編が 20 センチメートル以上）のもの。以下同じ。）を設けること。

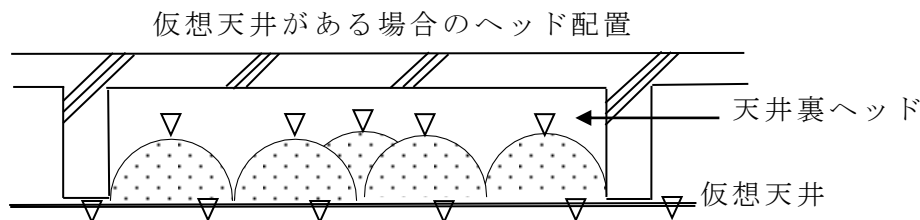
イ デフレクター周囲の放射空間内に、はり等がある場合は、次の表により設置

すること。

D (cm)	H (cm)
75未満	0
75以上	10未満
100以上	15未満
150以上	30未満



- ウ スプリンクラーヘッド相互の間隔は、別紙1を参照すること。
- エ 天井がルーバー形式又はつり天井等（以下「仮想天井」という。）で、ふと
ころが30センチメートル以上となる場合は、天井面のほか仮想天井部にもス
プリンクラーヘッドを設置すること。なお、天井面に設けるヘッドは仮想天井
部で有効に散水できるよう配置すること。



- ただし、次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、これによらないことができる。
- (ア) 次のaからeによるものは、天井面のスプリンクラーヘッドを省略することができるものとする。
- 仮想天井のふとところは、1メートル以内のものである。
 - 仮想天井は、下地を含め不燃材料で構成されている。
 - 仮想天井のふところには、可燃物（電気配線及び器具を除く。）がないこと。
 - 仮想天井部には、令第12条第2項第2号イに定める基準によるほか、各4個のスプリンクラーヘッドで囲まれた空間の中央部に、さらに1個のヘッドを増設すること。
 - スプリンクラーヘッドには、集熱板を設置すること。
- (イ) 次のaからdによるものは、仮想天井部のスプリンクラーヘッドを省略することができるものとする。
- 仮想天井に用いる部材は、厚さ3センチメートル以下高さ10センチメートル以下のものとする。
 - 仮想天井の開放部分（構成部材相互の空間をいう。）の合計面積は、70パーセント以上であること。
 - 天井面に設けられたスプリンクラーヘッドのデフレクターと仮想天井間には、45センチメートル以上の空間があること。
 - スプリンクラーヘッドは、仮想天井部で有効に散水できるよう配置すること

(2) 小区画型ヘッドの設置等については、次によるものとする。

- ア 令別表第一（5）、（6）項に掲げる防火対象物のうち、宿泊室等（宿泊室、病室、談話室、娯楽室、居間、寝室、教養室、休憩室、面会室、休養室等。以下同じ。）に該当する部

分に設けること。

イ 天井の各部分から一のヘッドまでの水平距離が2.6メートル以下で、かつ、一のヘッドにより防護される部分の面積が13平方メートル以下となるように設けること。

また、一の宿泊室等に二以上のヘッドを設ける場合には、ヘッド相互の設置間隔が3メートル以下とならないように設置すること。

ウ デフレクターから下方0.45メートル以内で、かつ、水平方向の壁面までの範囲には、何も設けられ又は置かれていないこと。(別紙1参照)

(3) 側壁型ヘッドの設置等については、次によるものとする。

ア 令別表第一(5)、(6)項に掲げる防火対象物のうち、宿泊室等及び廊下、通路その他これらに類する部分(廊下、通路、フロント、ロビー等)に該当する部分に設けること。

イ 床面の各部分から一のヘッドにより防護する部分は、水平方向の両側にそれぞれ1.8メートル以内、かつ、前方3.6メートルとすること。

ウ デフレクターから下方0.45メートル以内で、かつ、水平方向0.45メートル以内には、何も設けられ又は置かれていないこと。(別紙1参照)

(4) 種別の異なる閉鎖型スプリンクラーヘッドは、同一階の同一区画内(防火区画された部分又はたれ壁等で区切られた部分であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されている閉鎖型スプリンクラーヘッドが同時に作動する部分をいう。)に設けないこと。

(開放型ヘッド)

第7 舞台部の開放型スプリンクラーヘッドの設置等については、次によるものとする。

(1) 放水区域は、規則第14条第1項第2号によるほか、次によること。

ア 一の放水区域に設けるヘッド数は、30個以上とすること。ただし、当該舞台部に設けるヘッド数が30個未満のときは、当該設置個数を一放水区域とすることができる。

イ 放水区域が二以上となる場合は、隣接する放水区域の相対するヘッドの間隔は0.5メートル以下とすること。

(2) 手動式開放弁は、次によるものとする。

ア 容易に操作でき、かつ、放水区域の見通しがきく箇所に設けること。

イ 放水区域ごとに相離れた位置に二以上設け、いずれの弁を操作しても放水できること。

ウ 手動式開放弁の設置場所付近には、非常用照明装置を設けること。

(3) ヘッドは、次によるものとする。

ア ヘッドを配管の上部に上向きに取り付けるときは、じんあい等が集積しないよう保護装置を設けること。

イ 床面から天井面までの高さが5メートル未満の場合は、標準型ヘッドとすることができるものとする。

ウ イにより標準型ヘッドを設ける場合の加圧送水装置の能力は、同時開放個数30個に準じて設定すること。

(4) 舞台上部に可動式の反響板を設ける場合は、手動式開放弁の付近に、すみやかに反響板を散水に支障のない位置まで移動させる装置を設けること。

(5) 舞台部と客席部の間にドレンチャー設備が設けられる場合は、必要水量を加算すること。

(放水型ヘッド等)

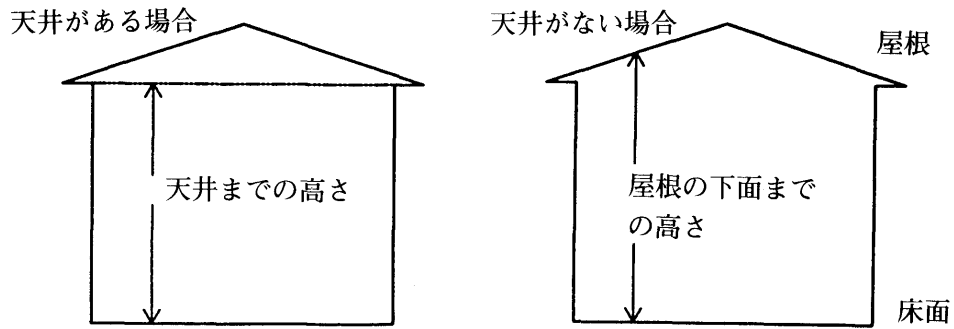
第8 放水型スプリンクラーヘッド等については、次によるものとする。

(1) 放水型ヘッド等は、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目(平成8年消防庁告示第6号)により設けること。

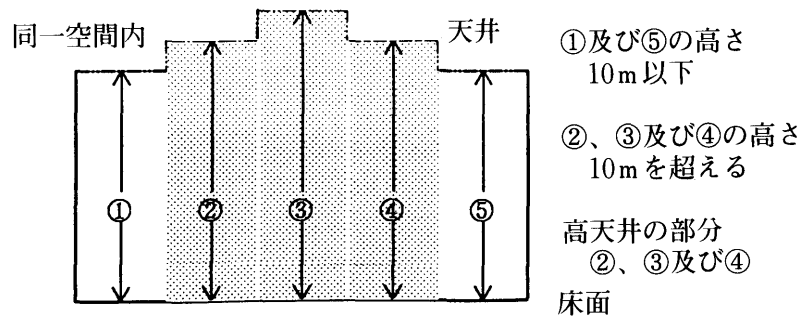
(2) 放水型ヘッド等が必要とされる高天井の部分に該当するかは、次によること。

ア 床面から天井までの高さは、次によること。

(ア) 天井のない場合については、床面から屋根の下面までの高さ



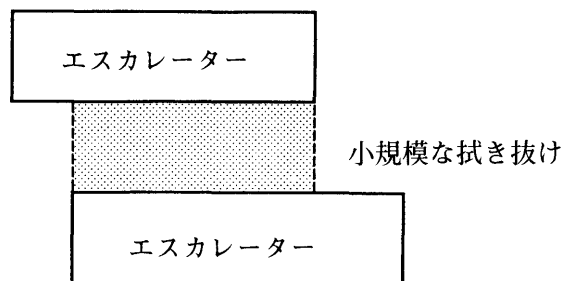
(イ) 防火対象物の部分が高天井の部分に該当するか否かについては、当該防火対象物内の同一の空間として高さの異なる部分がある場合は、天井までの平均高さではなく、個々の部分ごとの床面から天井までの高さにより高天井の部分とすること。



(ウ) 天井が開閉する部分については、当該天井が閉鎖された状態における床面からの高さ

イ 次のいずれかに該当する部分については、高天井の部分に該当しないものとする。

(ア) 階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹抜け状の部分(概ね50平方メートル未満)

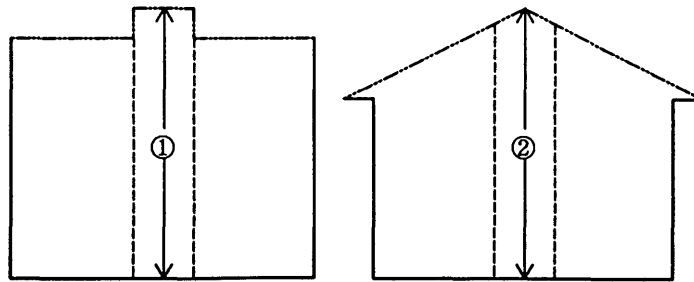


(イ) 天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが、局所的に高天井の部分になる場合

①及び②が10mを超える部分

明かり窓、排煙口等の部分

屋根の頂部



(3) 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備は、日本消防検定協会で行われる評価を受けたものとし、付帯条件を満足するよう設置すること。

(流水検知装置及び自動警報装置)

第9 流水検知装置及び自動警報装置は次によるものとする。

(1) 流水検知装置の一次側直近には、制御弁を設けること。

(2) 流水検知装置は、階段又は非常用エレベーター乗降ロビー等の直近で点検に際し、人が容易に出入りできる場所に設けること。

(3) 流水検知装置は、火災等の被害を受けるおそれが少ない不燃材料で区画した専用室又は配管室（各階ごとに床打されていること。）等に設けること。

なお、点検用の開口部は、廊下等の共用部分に面した場所に設けることとし、当該開口部に設ける扉は、施錠できない構造のものとする。ただし、容易に解錠できる透明プラスチックカバー付き非常解錠方式等の構造のものとする場合にあつてはこの限りでない。

(4) 流水検知装置の自動警報装置（サイレン又はゴングに限る。）は、自動火災報知設備が設けられている場合、流水検知装置の近くに一箇所設ければ足りるものとする。ただし、自動火災報知設備が設けられていない場合は、規則第24条第5号ニに準じ水平距離が25m以下となるよう自動警報装置を設けること。

(5) 規則第14条第1項第4号ニに定める表示装置は、非常電源容量を30分以上保有すること。

(6) 流水検知装置の操作ハンドルは、人が容易に触れないような措置を施すこと。

(7) 表示装置の表示窓は、流水検知装置ごとに設けること。

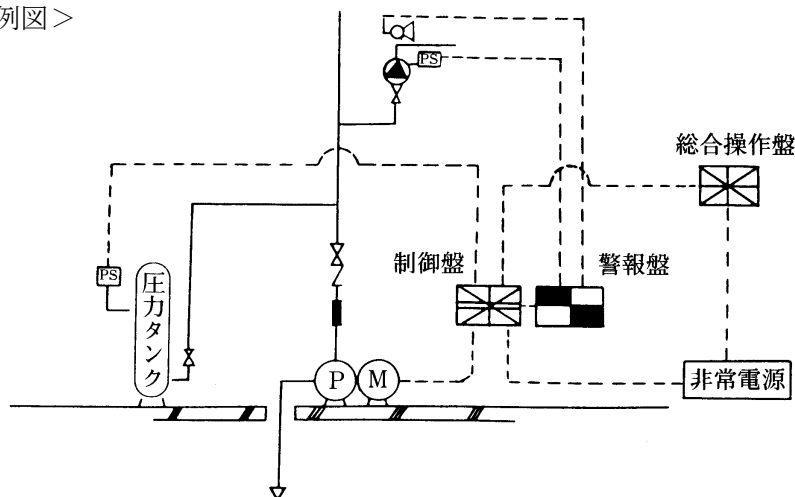
(8) 一の流水検知装置が受け持つことができる警戒区域は、3,000 m²以下とし、原則として二以上の階にわたらないこと。

(9) 流水検知装置が設けられている場所には、非常用照明装置を設けること。

(10) 一の流水検知装置が受け持つ警戒区域に放水量の異なる種別のスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられている場合の流水検知装置の検知流量定数は、次の表によること。

同一階の配管系の組み合わせ	検知流量定数の区分		
	50	60	50・60 併用
標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)及び補助散水栓		○	○
側壁型ヘッド及び補助散水栓		○	○
標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)及び小区画型ヘッド	○		○
側壁型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
小区画型ヘッド及び補助散水栓			○

<参考例図>

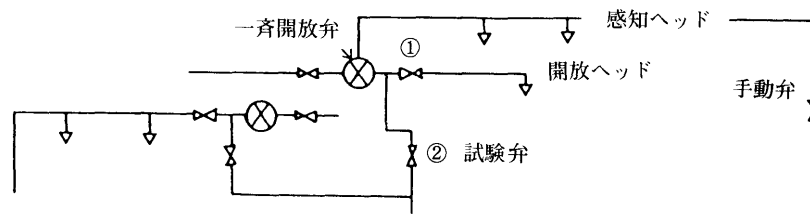


(試験装置)

第 10 試験装置は次に次によるものとする

- (1) 末端試験弁は、容易に点検できる場所に設けること。
- (2) 末端試験弁は、みだりに開放することができない措置を施すとともに、排水措置を講ずること。
- (3) 排水に専用の配管を用いる場合は、末端試験弁の配管の口径の2倍以上を有し、かつ、排水ます等へ有効に排水できること。
- (4) 開放型スプリンクラーヘッド等を設け一斉開放弁又は選択弁を設ける場合は、ヘッドから散水することなく一斉開放弁等の試験ができる弁及び排水管を設けること。
- (5) 屋上等の最遠部には、仮設等を設けることにより、同時放射試験ができる措置を講ずること。
- (6) 同一階の配管系に放水量の異なるスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の当該配管の末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を設けること。

<参考>



通常時 ②のバルブ閉、①のバルブ開

試験時 ①のバルブ閉、②のバルブ開

(起動装置)

第 1 1 加圧送水装置の自動起動装置は、スプリンクラーヘッド（放水型ヘッド等を除く。以下第 1 2 において同じ。）の開放、補助散水栓の開放弁の開放又は火災感知装置（開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合の手動開放弁を含む。）の作動により、起動用水圧開閉装置（圧力タンク）及び流水検知装置（自動警報弁）のいずれかからの信号においても起動（最も条件の悪いスプリンクラーヘッドにおける放水圧力が 0.1 MPa 以下若しくは、最も条件の悪い補助散水栓のノズル放水圧力が 0.25 MPa 以下となる前に起動すること。）するものでありその停止は直接操作によること。

ただし、起動用水圧開閉装置の起動の場合の停止は、実態により直接操作によらないことができる。

(起動用水圧開閉装置)

第 1 2 起動用水圧開閉装置は、屋内消火栓第 6-1-(3)（イを除く。）に準ずること。

(放水圧力が 1 MPa を超えないための措置（放水型ヘッド等を除く。))

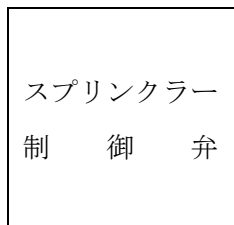
第 1 3 放水圧力が 1 MPa を超えないための措置（放水型ヘッド等を除く。）は、屋内消火栓第 5-1 ((4) アを除く。)に準ずること。

(表示)

第 1 4 表示は次によるものとする

(1) 流水検知装置の直近には、次の表示を設けること。

ア



大きさ 10cm×30cm 以上

文字 3cm 平方以上

色 生地：赤色 文字：白色

イ

<p>注 意 事 項</p> <p>1 平常の場合</p> <p>(1) 1の弁は開いている。</p> <p>(2) 2の弁は閉じている。</p> <p>(3) 圧力計の針が MPa を指している。</p> <p>2 消火後の措置</p> <p>(1) 消火を確認し、速やかに1の弁を閉じる。</p> <p>(2) 1の弁を閉じてても、配管内の水はしばらく出る。</p> <p>(3) ヘッドを取り替え、1の弁を開いておく。</p> <p style="text-align: center;">試 験 方 法</p> <p>(1) 1及び2の弁を開く。</p> <p>(2) 圧力計の指針の動きを読み、ポンプ起動を確認する。</p>

文字 2cm 平方以上
色 生地：白色
文字：黒色

ウ 表示は、3 m以上離れた位置から確認できる場所に設けること。

エ 一の階に警戒区域が2以上となる場合は、流水検知装置の受け持つ区域図を表示すると。

オ 配管室、専用室等内に流水検知装置を設ける場合は、当該扉又は点検口前面等にもアの表示を設けること。

カ 防火対象物の形態により、流水検知装置の位置が分かりにくい場合は、各流水検知装置の位置を記載した各階平面図を、自動火災報知設備の受信機付近に付置すること。

(2) 末端試験弁の直近には、次の表示を設けること。

ア

<p>スプリンクラー試験弁 (又は、テスト弁)</p>

大きさ 10cm×30cm 以上

文字 3cm 平方以上

色 生地：赤色 文字：白色

イ 配管室、専用室等内に末端試験弁を設ける場合は、当該扉又は点検口前面等に前記アの表示を設けること。

(3) 加圧送水装置を設置した場所には、次の表示を設けること。

消火設備の概要

- 1 設置場所
- 2 防護面積
- 3 ヘッドの種別（階別）
- 4 加圧送水装置の性能
- 5 非常電源の種別
- 6 設置年月
- 7 施工者名

文字 2 cm 平方以上

色 生地：白色 文字：黒色

(4) 開放型スプリンクラーヘッド手動弁は、次によるものとする

- ア 手動式開放弁が受け持つ放水区域図（20センチメートル平方以上）を表示すること。
- イ 各手動式開放弁については、それぞれ受け持つ放水区域が分かるよう表示板を設けるか、手動式開放弁の色分け等を施すこと。

(5) 送水口には、「送水口（スプリンクラー専用）」及び適正送水圧力値の表示をすること。なお、高層用又は低層用の送水口については、「高層用○階～○階」又は「低層用○階～○階」等を併せて表示すること。

（乾式又は予作動式スプリンクラー設備）

第15 乾式又は予作動式スプリンクラー設備は次によるものとする

(1) 設置場所は、次によるものとする。

- ア 乾式流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備（以下「乾式スプリンクラー設備」という。）は、スプリンクラー設備の配管等の凍結による被害の生ずるおそれがある場所に設置するものとする。
- イ 予作動式流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備（以下「予作動式スプリンクラー設備」という。）は、ア及び宝石、毛皮、貴金属等を展示し又は販売する室、電子計算機室、通信機器室等の万一誤って放水した場合に、特に著しい水損が生ずるおそれがある場所に設置するものとする。

(2) 加圧装置は、次によるものとする。

- ア 加圧装置には、専用のコンプレッサーを用いる方式とすること。
- イ 加圧装置の能力は、乾式又は予作動式流水検知装置の二次側配管の圧力設定値まで加圧するのに要する時間は30分以内であること。
- ウ 加圧装置の配管は、規則第14条第1項第10号に準じて設けること。
- エ 加圧装置は、常用電源回路を専用とし、かつ、他の動力回路の故障により影響を受ける

おそれがないこと。

オ 加圧装置は、容易に点検できる場所に設置すること。

(3) 減圧警報装置は、次によるものとする。

ア 加圧装置が運転不能となった場合又は加圧装置の圧力が当該規定圧力以下に低下した場合に警報を発すること。

イ 減圧警報装置は、防災センター等に警報及び表示ができるものであること。

(4) 感知部は次によるものとする

ア 予作動式スプリンクラー設備に用いる感知部の種類は、自動火災報知設備の感知器のうちスプリンクラーヘッドの表示温度より低い温度で感知する定温式又は差動式の感知器とすること。

イ 感知器の設置は、規則第 23 条及び第 24 条に準ずること。

ウ 感知器が断線した場合に警報を発するものとし、警報装置は防災センター等に警報及び表示ができるものであること。

(5) 配管は次によるものとする

ア 乾式又は予作動式の流水検知装置の二次側配管には、当該装置の作動試験に要する弁及び排水管を設けること。

イ 流水検知装置の二次側配管容積は、表－1 によること。

表－1

流水検知装置の配管内径 (ミリメートル)	二次側の配管容積 (リットル以下)	流水検知装置の配管内径 (ミリメートル)	二次側の配管容積 (リットル以下)
50	70	125	1,200
65	200	150	2,800
80	400	200	2,800
100	750		

ウ 管及び管継手の材質及び防食措置は表－2 及び表－3 によること。

表－2

配管	JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管 白管)
	JIS G 3442 (水配管用亜鉛メッキ鋼管)
	JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管のうち亜鉛メッキが施されたもの) その他、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの

表－3

継手	JIS B 2301(ネジ込み式可鍛鉄製管継手のうち亜鉛メッキが施されたもの)
	JIS B 2238(鋼製管フランジ通則に定めるもので亜鉛メッキが施されたもの)
	JIS B 2239(鉄製管フランジ通則に定めるもので亜鉛メッキが施されたもの) その他、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの

エ 配管 10 メートルに付き 4 センチメートル以上の勾配をつけること。

オ 配管には有効に排水できる排水弁を設けること。

(6) スプリンクラーヘッドは次によるものとする

規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号トについて、上向きヘッドと同等の排水措置を講じたときは、下向きヘッドを使用することができること。

(7) その他

ア 乾式及び予作動式の流水検知装置の一次側配管が凍結のおそれのある場所に設置される場合は、凍結防止の措置を行うこと。

イ 二次側に加圧しない方式の予作動式の流水検知装置は、逆止弁を設け、当該逆止弁以降を(2)に準じて加圧すること。

ウ 乾式又は予作動式の流水検知装置を用いるスプリンクラー設備を設置する場合は、事前に予防課長と協議すること。

(配線等)

第 16 予作動式の制御盤等から電磁弁までの配線は耐熱措置を講ずるとともに、予作動式の制御盤及び電磁弁には非常電源を附置するものとし、全ての電源が遮断された場合でも予作動弁が開放を維持すること。

(補助散水栓)

第 17 補助散水栓は、次によるものとする。

(1) 構造等は、屋内消火栓第 8 に準ずること。

(2) 起動装置は、第 11 起動装置の規定によること。

(3) 配管は、次によるものとする。

ア 4 配管の規定によるほか、補助散水栓への立上り管は 32 ミリメートル以上のものとする。

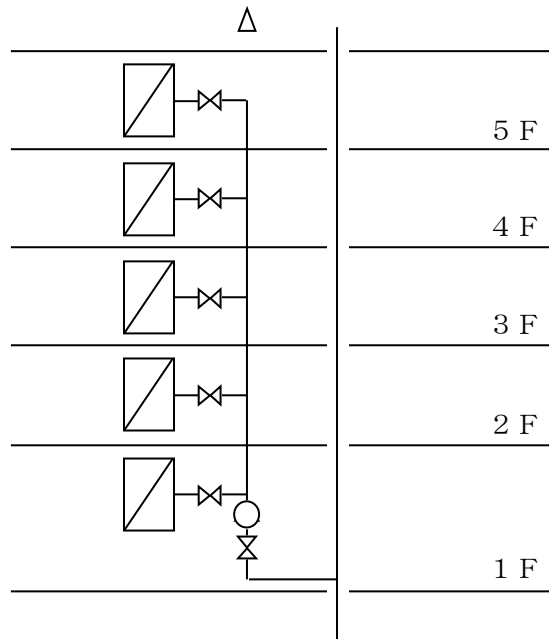
イ 補助散水栓の配管は、各階の流水検知装置の二次側配管から分岐設置すること。ただし、スプリンクラーヘッドを設けない階に補助散水栓を設置する場合で、次による場合は、5 階層以下を一の流水検知装置から分岐することができる。(次図参照)

a 地上と地下部分を別系統とすること。

b 補助散水栓で警戒する部分は、自動火災報知設備により有効に警戒されていること。

c 補助散水栓の一次側には階ごとに仕切弁を設置すること。

d 当該補助散水栓のノズルの先端における放水圧力が 0.7MPa を超えないための措置が講じられていること。



(4) 乾式又は予作動式の流水検知装置を用いるスプリンクラー設備に補助散水栓を設ける場合は、流水検知装置の二次側から配管を分岐しないこと。

(表示)

第 1 8 表示は、屋内消火栓第 7-5-(1)、(2) 及び (4) に準ずること。

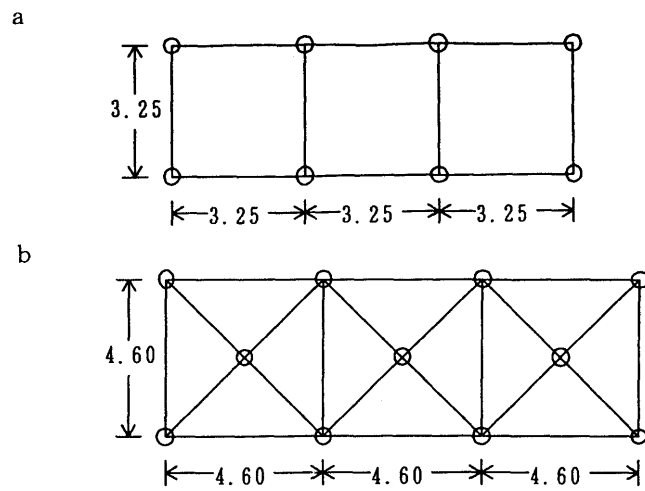
附則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

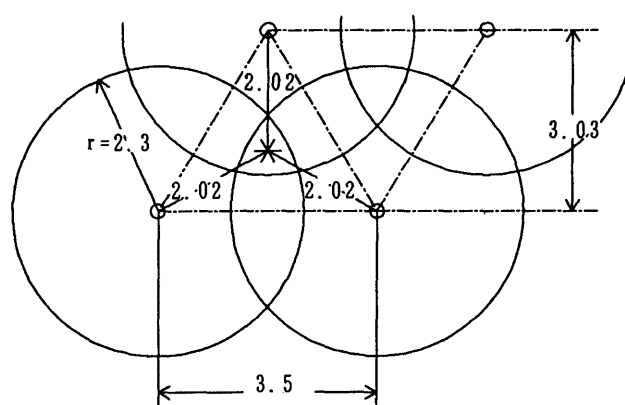
別紙 1

第 5-1 (4) スプリンクラーヘッドの関係

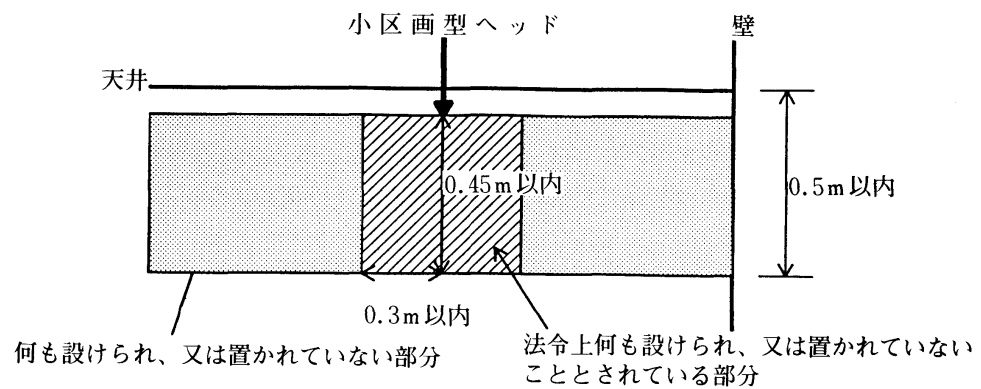
正方形に配置する場合



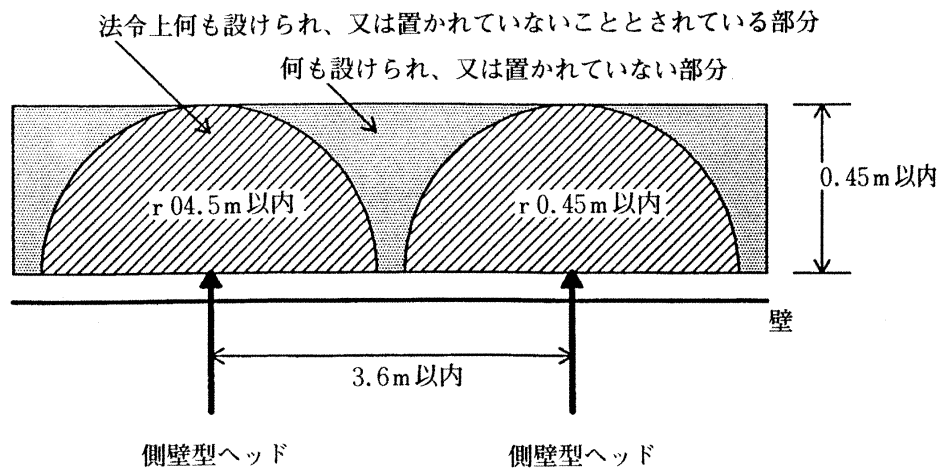
千鳥形に配置する場合



第 6-1- (3) 小区画ヘッドの関係



第6-1-(3)-(ウ) 側壁形ヘッドの関係



第7-1-(1)-イ 開放型ヘッドの関係

